

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年一二月一日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 多田英臣 福島 司

右被告訴訟代理人

田口 裕二

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（一二）

被告は、原告の平成一〇年一二月一日付け求積明に対し、必要な範囲で次のとおり積明する。

なお、歯周治療用装置として保険点数を算定し得るのは治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着した場合（すなわち、P・型の治療方法の場合）であるところ、被告の平成八年六月二四日付け準備書面の第三の三で述べたとおり、C子患者に対して装着したいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は治療計画書に基づかないもの（P・型）であり、このことは当事者間で争いがないので、以下の積明は、A子患者及びB子患者に対して装着した被覆冠に関してなすものである。

また、原告の右求積明では、歯周治療用装置として保険点数を算定できるための三要件を・・・で表し、被告の主張についても・・・で表しているが、同じ・・・を使用すると紛らわしいので、原告の掲げる被告の主張・・・をそれぞれ（1）、（2）、（3）で表すこととする。

第一 歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に核当する要件について

被告の平成九年九月二日付け準備書面の第一の二で述べたとおり、これら三要件は保険点数が算定できるための必要条件であるが、十分条件ではない。

しかしながら、本件においては、原告の装着した被覆冠が右三要件を満たすか否かが争点であって、被告はそれ以外の要件を問題にするものではない。

ただし、A子患者に対して装着した被覆冠とB子患者に対して装着した右上四番及び五番の被覆冠について被告の（1）の主張が否定される場合には、右三要件とは別に「メタルコアの所定点数に含まれないこと」が要件となり、右被覆冠が右要件を満たすか否かが問題となる。

第二 原告の診療報酬請求権が発生しない理由について

原告は、「本件減点査定理由について」としているが、相当ではない。すなわち、そもそも被告の行う減点査定は行政処分ではないから、本件で問題となっているのは、被告が減点査定したことの適否ではない。被告の平成九年九月二日付け準備書面の第二で主張したとおり、本件においては、診療報酬請求権の存在を主張する原告において診療報酬請求権の発生原因事実を積極的に主張立証しなければならないのであって、被告の本訴における主張は、原告の主張に対する積極否認の主張である。したがって、本項は、「原告の診療報酬請求権が発生しない理由について」とすべきである。

一 二の1の（一）及び（二）について

1 （1）の主張を維持するものである。

ただし、原告の治療経過に関する主張を踏まえ、右主張を維持するのは、A子患者に対して装着した被覆冠とB子患者に対して装着した右上四番及び五番の被覆冠についてである。

2 なお、念のため述べると、(2)の主張はすべての被覆冠について主張するものであり、(3)の主張は、(1)の主張と同様、原告の治療経過に関する主張を踏まえ、A子患者に対して装着した被覆冠とB子患者に対して装着した右上四番及び五番の被覆冠について主張するものである。

3 被告の主張の(1)、(2)、(3)の位置づけを整理すると、次のとおりである。

(1)及び(3)の主張は、原告の掲げる・の要件との関係で主張するものである。すなわち、後述のとおり、本件のように歯周治療の最終段階でメタルコアを装着した上で歯冠修復あるいは欠損補綴を実施する事案においては、メタルコアの窩洞形成に伴い装着する被覆冠は最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として装着されるものであるから、そのような被覆冠は原告の掲げる・の要件を満たさないことを(1)の主張として述べ、そのような被覆冠の費用はメタルコアの所定点数に含まれていることを(3)の主張として述べるものである(なお、(3)の主張は(1)の主張が認められれば不必要な主張ということになるが、前述のとおり、被告の(1)の主張が否定される場合には、原告の掲げる三要件とは別に「メタルコアの所定点数に含まれないこと」が要件となるので、なお念のため(1)の主張と(3)の主張を独立の主張として主張するものである。)

また、(2)の主張は、原告の掲げる・の要件との関係で主張するものである。被告の平成一〇年九月二五日付け準備書面の第一の一、二で述べたとおり、本件被覆冠は治療計画書あるいは診療録において何ら計画されていないという意味で治療計画書に基づくものではないと主張するとともに、歯周治療の実態からみても治療計画書に基づくものとはいえないと主張するものである。

二 二の1の(三)について

1 仮に原告の求釈明が、歯周治療用装置と暫間被覆冠とを区別する基準を一般的に尋ねているものであるとすれば、それは、当該被覆冠が歯周治療用装置としての要件を具備しているか否かである。

2 仮に原告の求釈明が、具体的に原告の掲げる・の要件との関係で尋ねているとすれば、次のとおりである。

すなわち、本件のように歯周治療の最終段階でメタルコアを装着した上で歯冠修復あるいは欠損補綴を実施する事案においては、メタルコアの窩洞形成に伴い装着される被覆冠は最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として装着されるものであるから、そのような被覆冠は原告の掲げる・の要件を満たしておらず、歯周治療装置として保険点数を算定することはできない。

なお、メタルコアの装着に係る診療行為が歯冠修復あるいは欠損補綴の一環であること、メタルコアの窩洞形成に伴う被覆冠の装着もメタルコアの装着に係る一連の診療行為に含まれることは、被告の平成一〇年五月二五日付け準備書面の第一の二で述べたとおりである。

三 二の2について

被告の平成一〇年九月二五日付け準備書面の第一の一の1で主張したとおり、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎性因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う暫間補綴物(歯周治療用装置)は大きな意義をもっており、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、暫間補綴物(歯周治療用装置)は、歯周治療の早期の段階において装着し、その装着後も積極的に歯周治療を行っていく必要があり、算定告示は、このような医学常識を前提として、長期の治療期間が予測される患者に対し歯周治療を行う際、治療計画書に基づき、歯周治療の早期の段階で、積極的に歯周疾患の改善を図り、

残存歯の保護と咬合の回復を図るために被覆冠を装着した場合にその点数を算定できるとしているのである。

右のような歯周治療用装置に保険点数を認めた趣旨からすれば、本件の被覆冠のように、歯周治療の最終段階で装着し、その後何ら積極的な歯周治療を実施していない場合に、「治療計画書に基づいて装着された歯周治療用装置」ということができないことは明らかであるから、これ以上の釈明に応ずる必要はない。